

## 平成28年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

平成28年5月27日（金） 13時30分から15時40分まで

### 2 場 所

千葉市文化センター9階 会議室Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ

### 3 出席者

委 員：10名

事務局：環境生活部 大竹次長  
環境政策課 冨塚課長、松本副課長、田中班長、伊藤副主任、  
小島主査、宮澤副主任、東副主任

事業者：なし

傍聴人：23名

### 4 議題

- (1) 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について
- (2) (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書について

### 5 結果概要

- (1) 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について  
事務局から当該方法書の手続きの状況(資料1)、前回委員会等の質疑に対する事業者見解(資料2)及び関係市長の意見(資料3)について説明が行われた。審議については、議事(2)と併せて行うこととなった。
  - (2) (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書について
    - ① 事務局から当該方法書の手続きの状況(資料4)、前回委員会等の質疑に対する事業者見解(資料5)及び関係市長の意見(資料6)について説明が行われた。
    - ② ①に引き続き、議題(1)(2)を併せて整理した答申案審議に向けた論点整理資料(資料7)及び両案件の答申案(資料8、資料9)について事務局から説明があり、審議が行われた。
- (1)、(2)の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 (委員会意見等)
- 資料 3 : 市長意見の提出状況 (市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書)
- 資料 4 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 5 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価方法書前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 (委員会意見等)
- 資料 6 : 市長意見の提出状況 ( (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価方法書)
- 資料 7 : 答申案審議に向けた論点整理【委員限り】
- 資料 8 : 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について (答申案)
- 資料 9 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価方法書について (答申案)

## 【別紙】

### 1 開会挨拶要旨（大竹環境生活部次長）

本日御審議いただく案件は、前回に引き続き、市原と袖ヶ浦に設置する計画の石炭火力発電所に係る方法書2件である。

前回、答申案審議に向けた論点整理資料のたたき台について御議論いただいたところであるが、今回は、その後に提出のあった関係市長の意見を加えた他、前回委員会でいただいた意見を踏まえ、資料を修正した他、併せて答申案を事務局で作成している。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りたい。

### 2 議事

#### （1）市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について

事務局から当該方法書の手続きの状況（資料1）、前回委員会等の質疑に対する事業者見解（資料2）及び関係市長の意見（資料3）について説明が行われた。審議については、議事（2）と併せて行うこととなった。

#### （2）（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る環境影響評価方法書について

① 事務局から当該方法書の手続きの状況（資料4）、前回委員会等の質疑に対する事業者見解（資料5）及び関係市長の意見（資料6）について説明が行われた。

② ①に引き続き、議題（1）（2）を併せて整理した答申案審議に向けた論点整理資料（資料7）及び両案件の答申案（資料8、資料9）について事務局から説明があり、審議が行われた。

#### （事務局）

資料7は前回委員会で示した論点整理の資料に、前回委員会での意見や、新たに提出された関係市長からの意見などを反映し、改めて事務局で文言等の修正や意見の追加をしている。

前回委員会から追加、変更のあったものについては、赤字で示し、太字にしているものは市原と袖ヶ浦で異なる内容のものとなる。

なお、右上の凡例のとおり、各意見で、委とあるのは委員意見、市は市長意見、住は住民意見、事は事務局の意見を反映した内容となる。

各意見を整理するに当たっては、事業者計画の変更や調査等の手法の追加といった何らかの対応を求めるような意見を答申事項、方法書では不明確な内容を単に準備書で明らかにすることといった意見は指導事項として整理してい

る。なお、ここで指導事項としたものは、別途取りまとめ、事業者に文書等で指導する予定である。

説明に当たっては、答申事項と前回委員会からの変更点を中心に説明する。

全般的事項については、前回から変更はないので省略し、2事業計画からの説明となる。

事業計画の「①使用する燃料について、高品質で、有害物質の少ない石炭を選定するとともに、その組成等を明らかにすること」として、使用する石炭について、高品質の石炭の使用を求めるとともに、ばい煙処理等の算定の基礎となる、その組成について明らかにするよう求める意見であり、前回委員会から文言を修正して答申とした。

「②ばい煙処理設備及び排水処理設備について実行可能な最高水準の技術を用い、環境負荷を可能な限り低減するとともに、その諸元を明らかにすること。」として、各設備の諸元が不明であることから明らかにし、可能な限りの環境負荷低減を求める意見で、前回委員会からは文言を修正して答申としている。

「③一般排水について、水質汚濁防止法における窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準と整合を図ること。」として、現状の排水の計画値が法基準との整合が取れていないことから、一般排水の計画値の見直しを求める意見だが、事業者は法規制値にのっとるとしているため、前回委員会から表現を見直した上で答申とした。

④は用水量と排水量について明らかにすることとして、指導事項とした。

「⑤温室効果ガスの排出削減技術について、国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来における導入に向けた施設配置も含めて検討を行うとともに、検討経過及びその内容を明らかにすること。」として、前回委員会で **CCSready** 等への対応について議論があったので、市長意見と併せて、将来の温室効果ガス削減技術の導入に関しての検討と、検討内容の記載について意見を新たに加え、答申とした。

「⑥取水口及び放水口について、温排水による影響を可能な限り低減させる位置、形状及び流速等とするとともに、検討経過及びその内容を明らかにすること。」として、前回委員会では、委員と事業者とのやり取りの中で、事業者からは、取放水口の位置等について、現時点で未定でありシミュレーションの上で決める旨の説明があったことから、取放水口の位置等の検討とその経緯等についても明らかにするよう求める意見を新たに加え、答申とした。

袖ヶ浦の⑦はバイオマス混焼の計画について具体的な記載を求めるものとなる。市長意見によるもので、指導事項とした。

市原の⑦、袖ヶ浦の⑧は工事中排水の緒元を明らかにするよう求める意見で、指導事項とした。

市原の⑧、袖ヶ浦の⑨は石炭灰の全量有効利用の根拠を明らかにするよう求めるもので、指導事項とした。

市原の⑨、袖ヶ浦の⑩は発電所の運転に必要なエネルギー消費に係る二酸化炭素排出量を把握し削減をするよう求める意見で、指導事項とした。この意見は、前回委員会では温室効果ガスの予測評価の項目に入れていたが、内容としては事業計画の温室効果ガスに係る内容と考えられたことから、こちらに移すこととした。

次に3環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の(1)全般的事項について、「①環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。」として、こちらはアセスメントに当たっての理念的な意見であり、配慮書においても同様の意見を出しているが、今回の方法書は全般的に手法等の根拠の説明が乏しいため内容が不鮮明である部分が多いことから、適切なアセスメントと環境保全措置を行うよう、配慮書から表現を修正して再度答申とした。

「②対象事業実施区域周辺には、火力発電所の新設計画があり、供用時における大気環境、水環境、動植物等への重畳的な影響が懸念されることから、重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努めるとともに、予測及び評価に当たっては、これに配慮すること。」として、市原、袖ヶ浦それぞれの計画の影響の重なりに関して配慮するよう求める意見となる。前回委員会から、表現を修正して答申とした。

③は予測の手法と条件の具体的記載と理由を明らかにするよう求める意見で、先の①と意見の動機は同じであり、こちらは具体的に記載するよう求める意見であることから、指導事項とした。

市原の④は、資材置き場についての利用計画を明らかにするよう求める意見で、市長意見からの内容であり、指導事項とした。

同様に、袖ヶ浦の④は石炭灰有効利用施設等の計画内容について明らかにするよう求める意見で、指導事項とした。

次に、(2)大気質の項目について、①から④はそれぞれ気象等に関する調査、予測手法の具体的記載を求めるもので、指導事項とした。

⑤は石炭粉じんに関して、市原の⑤は、市長意見で揚炭時の飛散防止対策について意見があったので、新たに意見に加え、指導事項とした。

袖ヶ浦の⑤は前回から変更なく、石炭粉じんに関する予測手法等を明らかにするよう求める意見で、指導事項としている。

⑥も前回委員会から変更なく、重金属等の微量物質の予測手法を明らかにするよう求める意見で指導事項とした。

「⑦浮遊粒子状物質の評価に当たっては、二次粒子生成の影響も考慮すること。」として、こちらも前回委員会から変更はないが、予測には二次粒子の影響が含まれないことを踏まえて、浮遊粒子状物質の評価に二次粒子生成の影響の考慮を求める意見で、答申としている。

袖ヶ浦の「⑧単独稼働時においては、有効煙突高さが低下することから、当該条件においても、大気質の予測及び評価を行うこと。」として、単独稼働時に有効煙突高が低下した場合の予測評価を求める意見として、前回に示したものと主旨に変更はないが、配慮書と同様の表現では同じ回答となると思われることから、表現を変更して答申とした。

市原の⑧と袖ヶ浦の⑨は前回委員会から変わらず、「工事用資材等の搬出入に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の調査、予測及び評価の手法について、船舶等による影響も考慮すること。」として、運搬に使用する船舶による大気質への影響も考慮するよう求める意見で、答申としている。

次に（３）低周波音について、「工事用資材等の搬出入に係る低周波音について、その発生が懸念される大型のタグボート等の船舶を利用した資材等の搬入を行う場合は、環境影響評価項目に選定すること。」として、大型タグボートによる低周波音の影響を必要に応じて環境影響評価項目とするよう求める意見で、答申としている。

（４）水質について、「①排水に含まれる水銀等の有害物質についてその濃度を明らかにするとともに、必要に応じて、調査、予測及び評価を行うこと。」として、前回委員会では石炭由来の有害物質による排水への影響の懸念からの意見として示したが、排水に係る有害物質全般への意見となるよう表現を改め、答申とした。

②は水環境に係る調査地点等の選定理由を明らかにするよう求める意見で、指導事項としている。

「③取水口及び放水口の諸元を踏まえ、温排水に係る調査地域及び予測地域の範囲を適切に設定すること。」として、前回委員会で示した内容から事業計画に係る取放水口の位置等に関する内容を事業計画⑥で意見することとし、事業計画で検討された取放水口の結果を基に、調査予測の範囲の設定を行うよう求める意見に表現を修正し、答申とした。

④は温排水の水温の定点連続測定地点の選定理由を明らかにするよう求める意見で、指導事項としている。

⑤は温排水に係る調査資料に衛星データの利用を検討するよう求める意見で、指導事項としている。

⑥は水環境に係る調査、予測及び評価に当たって環境要素間の相互作用に配慮を求める意見で、指導事項としている。

次に（５）動植物等について、①は温排水による動植物への影響の評価について、評価の方法と根拠を具体的に記載するよう求める意見で、指導事項とした。

②は海域に生息する動物への影響について、冷却水の取水による影響について考慮するよう求める意見となる。当該項目の調査地点には、取水口付近も含まれているが、取水による影響についても予測評価に当たって考慮するよう念押しする意見となることから、指導事項としている。

「③船舶のバラスト水に含まれる外来生物の影響について、可能な限り回避・低減するとともに、その対策を具体的に記載すること。」として、前回委員会で議論のあった、バラスト水について、対策を具体的に記載するよう求める意見であり、新たに具体的な対策等を検討、記載させる内容となることから、答申とした。

最後に（６）温室効果ガスについて、前回委員会で示した、発電所自らのエネルギー消費に係る温室効果ガスに係る事項は先ほど述べたとおり、事業計画の項目に移すこととした。

「①工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（平成 28 年 3 月 30 日経済産業省告示第 106 号一部改正）」別表第 6 に掲げる火力発電効率 A 指標及び B 指標と可能な限り整合を図るよう対策を講じるとともに、その対策について具体的に記載すること。」として、省エネ法に関して、2 つのベンチマークとなる指標が示されているので、可能な限りこの指標との整合を図り、その具体的な対策を記載するよう求める意見である。整合を図るよう対応を求める意見のため、答申とした。

②は温室効果ガスの影響を、例示等を用いて分かり易く具体的な記載とすることを求める意見であり、指導事項とした。前回委員会からは、表現を追加して修正している。

以上が資料 7 の論点整理の内容であり、論点整理で答申事項とした意見を反映させたものが、資料 8、資料 9 の答申案となる。

答申案は、論点整理の地域特性、事業特性の内容から前文を作成し、記書き以降にただ今答申として説明した事項をそのまま記載している。

答申案前文は配慮書と表現等の変更はほとんどないが、資料 8 の前文を読み上げる。

記書き以降は、先ほどの資料 7 で答申とした内容のとおりなので説明は省略する。

以上、論点整理の内容や、答申か指導事項かの振り分け、文言の表現、また、他にも追加すべき事項等について御審議をよろしく願います。

**【審議】**

(委員)

周辺自治体の市長意見では、複合的な効果についてどのように取り扱うのか、多く寄せられていると思う。現状のアセス制度の中で、制度上対応されていないのは理解しているが、地域特性の部分などで触れなくても良いのか。

各自治体の方から、この点の意見があったことについて、どのような対応をするのか。

(事務局)

答申では、前文には入れていないが、2環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の(1)②は「対象事業実施区域周辺には、火力発電所の新設計画があり、供用時における大気環境、水環境、動植物等への重畳的な影響が懸念されることから、重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努めるとともに、予測及び評価に当たっては、これに配慮すること。」として両者に意見を出しており、これにより対応可能と考えている。

(委員)

わかり難い部分があるので、「火力発電所の新設計画があり」としているのを「複数の火力発電所の」としてはどうか、検討いただきたい。

委員からの御質問の回答としては問題ないか。

(委員)

重畳について配慮し、数字として出すようにとの意味に、この意見の表現で読むことができるのか。これまで、それぞれの方法書で示されているのは、それぞれの発電所についての内容であるが、この意見の表現であれば、事業者はそれぞれの事業の規模等を想定した上でアセスを行うことを求められていることが読み取れるのか。

(委員)

事業者とのこれまでのやり取りでは、事業者は出来る範囲で他の事業に関する情報を集め、出来る範囲で考慮に入れるよう努力するような回答であったと思う。

他の事業に関しての資料を集めて、他の事業の煙突についても拡散計算を行うとは思えない。

考慮の入れ方について、アセスメントの中では基礎的な方法のようなものは



示されていないので、どのように考慮に入れられるのかわからない。

事務局としてはどのように考えているのか。

(事務局)

近接する火力発電所は同時並行でアセスの手続きが進んでおり、その中で例えば排ガスであれば排煙の条件は示されているかと思う。従って、一方の方法書で示されたデータを使うことで、バックグラウンドに他の発電所の影響を加えることは、技術的には可能であると考えます。

実際にアセスメントを実施するのは事業者となるが、委員会、事務局としても、データを基に複合影響を予測してもらいたい主旨で、このような意見案を作成した。

(委員)

表現としてはこの程度が精いっぱい、という主旨の事務局の回答かと思う。

(委員)

資料7には基本的に資料3や資料6の市長意見が盛り込まれて、それを答申にするか指導事項にするかの振り分けをしているという理解で良いか。

(事務局)

そのとおりとなる。

(委員)

確認となるが、市原火力に関して、資料3の市原市長の意見の各論の(1)大気環境の⑤「石炭粉じんを環境影響評価項目としない理由を具体的に説明し、必要に応じて、調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置の検討を行うこと。」とあるが、これは資料7のどこに反映されているのか。

(事務局)

資料7の3ページ、大気環境の項目の⑤に「石炭粉じんについて、揚炭時の飛散防止対策を具体的に記載すること。」としており、指導事項として対応することになっている。

市長意見では、項目として選定して調査、予測及び評価をするようにとの意見であるが、委員会等でのやり取りでは、粉じんの飛散防止対策に散水等を行う旨の話があり、散水により対応は可能と思われるので、まずは散水についての記載が必要ではないかと考え、項目として選定する旨の意見ではなく、まず

は飛散防止対策を具体的に記載させる意見とした。

(委員)

市長の意見についても解釈を加えて、答申等にするということか。

(事務局)

法的には、県が意見を出す際には、市町村長の意見を勘案することとされているので、県においては必要な意見を取り入れ、そうでない場合は採用しないこともあると考えている。

(委員)

もう一点、千葉袖ヶ浦火力に関して資料6の袖ヶ浦市長の意見の(3)その他イ「石炭灰海底輸送トンネルの掘削に伴う影響について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。」については、どのように反映されているのか。

(事務局)

資料7の2ページ(1)全般的事項の④「石炭灰有効利用施設等について、具体的な計画内容を明らかにすること。」としており、現在の方法書では、トンネルに限らず石炭灰有効利用施設等について、どのような構造の物を作るのか具体的な計画内容が明らかになっていないことから、まずは具体的な計画内容を明らかにして確認したいと考えたことから、このような記載とした。

(委員)

「等」の記載では、輸送トンネルも含まれていることが伝わらないのではないかと思います。袖ヶ浦市長意見では(3)その他アで「石炭灰有効利用施設等」イで「海底輸送トンネル」としているのです、輸送トンネルを明示した方が良いのではないかと。

(事務局)

御意見のとおり、輸送トンネルについて抜けていると思われるので、文言を検討して修正することとしたい。

(委員)

トンネルの計画等について、準備書の段階では計画を固め、評価等の対応が行われるべきであり、そのように指導が行われるということによいか。

(事務局)

そのつもりで考えている。

(委員)

答申案の文言について、1事業計画に係る事項の(4)温室効果ガスの排出削減技術に係る内容は両案件に記載がされているが、「国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来における導入に向けた施設配置も含めて検討を行うとともに、検討経過及びその内容を明らかにすること。」とあり、ここで示されている「将来における導入に向けた施設配置」とは、現在検討している施設に新たな技術が加わった場合に施設配置が変わる可能性があることを検討するよう求める意見なのか。

(事務局)

将来、CCSreadyも含めて新たな技術が出てきた場合に、これに対応が出来るよう、用地等のスペースに配慮して配置構成を検討してもらいたい旨の意見となる。

(委員)

具体的に、そのようなエリア等を想定しておくよう求めているということが良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料6で、木更津市長の2大気関係の意見では、「一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年光化学スモッグ注意報が発令される状況にある」とあり、そういった状況が既に認められているにもかかわらず、大気質に、新たに粉じんや大気汚染物質が加えることにより、どのような影響があるのか確認する方法が分からない。

測定する手法によるものか、排出量の定量化によるものなのか、そういったことについて意見として述べるべきかと思うがどうか。

(事務局)

答申案の前文で、光化学オキシダントやPM2.5が環境基準を超過している現

状について記載している。しかしながら、光化学オキシダントや PM2.5 は環境中での生成・動向が非常に複雑であるため、現状においては確立された予測手法がなく、事業者も対応が困難である旨を述べている。

答申案の中では、原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物について、可能な限り最大限の削減を求めるとして、対応しているところである。

(委員)

既に超過している現状に対して、さらに加えれば当然超過することになる。例えば、あるレベルになった場合、活動の中止を求めるといった事が必要ではないかと思われた。

(委員)

環境基準を超えている光化学スモッグや PM2.5 について、個々の発生源と直接結びつけて評価できる技術がなく、常時基準を超過しているわけでもない。

現状、光化学オキシダントについて、高濃度になった場合、あるいはなりそのような場合には事業者に稼働状況を変えてもらう等、アセスメントではなく、実際の運用における対策が県により取られていることと思う。

(委員)

今の話と関連して、答申案の事業計画にかかわる事項の(4)温室効果ガスの排出削減技術に関して、前回委員会で事業者からは電気事業連合会の枠組みに従う旨の回答で逃げられてしまったが、その枠組みに参加することで温室効果ガスを削減できるというスキームを明らかにしてもらう必要があるのではないか。これは非常に重要な点であり、指導ではなく、答申とすべきと思っている。

それと同時に、供用時の運用にかかわることと思うが、大気汚染物質についても万が一基準を大幅に超過するような場合に、県から何がしか要請が来た際には、どのようにそれに従うのか。大気汚染物質の発生抑制の対策として、運用の中でどのように行っていくのか、可能な限り環境影響を低減する方策を明確に記載してもらう必要があると思う。

(事務局)

御指摘の点については、もう少し具体的に事業者に求める表現を検討したいと思う。

(委員)

温排水に関して、今までの委員会では意見しなかったかもしれないが、温排水の影響を見る場合の解析条件について、どのようなシミュレーションをどのような条件で行うのか、情報がほとんどない。

委員会の中では、評価の方法について意見はあったが、その結果をどう評価するのかは可能な限り低減するよう求めるもので、少し弱い表現となっている。

シミュレーションの条件、評価の方法についてしっかりと記載してもらいたい。

シミュレーションは出来るだけ多様な条件を考えてもらいたいと思う。その評価については、シミュレーション結果の示し方を含めて検討してもらいたいと思っている。

また、これに関連して資料7では、(2) 大気質③「特殊気象条件下の予測について、実施する条件や手法を具体的に記載すること。」とあり、指導事項とされているが、具体的な中身はわからないが、私が水質に係る事項で思っているシミュレーションの条件という意味では同じ様な位置付けではないか。これを指導事項とした理由を教えてください。その内容によって、水質の意見についても検討したい。

(事務局)

方法書の中では、どのような条件で予測を行うのか、どのようなモデルを使用するのか記載がなかったので、まずはそれらを明確にしてもらい主旨で大気質③は作成しており、まずは、条件や手法を書かせる内容の意見であったことから、指導として整理している。

(委員)

水質に関してはこれから調査を行い、その中で海流を年間で考えていくものと思われるが、出来るだけ多様な条件下でシミュレーションを行い、その結果を示してもらいたい。

現状、どのような形で結果が示されるのかわからないが、3次元的な水温変化を示してもらう必要があると思うが、準備書として出てきた後に、このような意見を出すのでは遅いと思われる。

出来るだけ多様な条件下でシミュレーションを行い、その結果を明確に示してもらう旨の意見を答申として入れたほうがよいと思う。大気質の③に関しても併せてそのような意見が必要ではないか。

(事務局)

確認となるが、温排水等のシミュレーションを行うに当たり、単に条件を記載するだけではなく、多様なことが掴めるようなシミュレーションの手法を使って行うことを求める旨の内容か。

(委員)

手法の話もあるが、どちらかと言えば、条件の方が大きい。

(事務局)

条件の選定が重要だということか。

(委員)

条件の選定と示し方である。方法書であるので、どのようなモデルを使うのか、本来であれば説明がされるべきであると思っている。

(事務局)

特定の結果が分かるような条件を選定して行うという主旨でよいか。

(委員)

最終的には、影響が出ないことを示してもらう必要があるが、条件の選定をする根拠を明確にさせる求め方もあるが、そもそも準備書段階で条件の選定根拠が示されても、それに対して意見することは難しいので、現段階で意見を付けるのであれば、調査の結果得られた海流の条件が色々あると思われるので、多様な海流条件において、それぞれしっかりとシミュレーションすることを求めることが良いと思われる。

(事務局)

色々な海流があるので、それぞれについてしっかりとシミュレーションを行い、確認を取りながら予測評価をすることを求めるということでよいか。

(委員)

それが一つである。それから、結果を示すに当たり、元々配慮書では3℃という基準を設けていたが、3℃を超える越えないということではなく、越えていない部分も含めて、実際どのような温度分布があるのかを示していただく必要があると思う。

それを示すのは当然というのであれば、意見としては不要かもしれないが、

確認の必要があるのであれば、意見として示しておきたい。

(事務局)

今の御意見を踏まえて、内容の修正を検討させていただきたい。

(委員)

資料9の袖ヶ浦の案件の答申案の前文について、「多様な生物が生息し、潮干狩り等で賑わう盤洲干潟があり」と盤洲干潟が存在する事実は書かれているが、盤洲干潟を保全する、あるいは盤洲干潟に悪影響を与えないよう配慮させるような記載が見えない。同じことは市原の養老川河口干潟に関しても同様と思われるが、生物、生態系に関して干潟等の保全を考慮すべきという文言が必要と思うが、どのように考えているか。

(事務局)

答申前文の下3行となるが、「これらの地域特性及び事業特性を踏まえ、適切に環境影響評価を実施するとともに当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るため下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある」と前文では整理しており、具体的事項をそれぞれ記書き以降に項目別に記載している。

(委員)

もっと強調して良い気がする。淡々と事実が述べられており、それが重要、大切であることが強調されていない印象を受ける。

もし、定型に近いのであれば特に問題ないのかもしれないが、個人的にはもっと強調して欲しいと思う。

(事務局)

環境影響評価方法書についての意見となり、方法論に対する意見であることから、さらにその方法に従って準備書が作成され、盤洲干潟等に問題があれば、その時点でさらに強調するものと思う。

(委員)

わかりました。

(委員)

いずれの指摘についても、具体的な計画が決まっていない面が多く、方法書

にきちんと方法が書かれていないことが問題と思われる。このため、準備書が出来てから全てやり直させるような事態では手遅れである、という委員の危惧があるかと思う。

これから事業者が調査、予測及び評価を行っていく上で、「こういう点はきちんとこうやるように」といった指導をした上で準備書が提出されるのを待つ形になるのか、それとも、準備書を具体化するに当たって、指導する機会は度々あるのか、どの様になるのか。

(事務局)

指導事項としたものは、事業者に対して文書でまずは指導していくこととなる。事業者にとっては義務ではないが、事前に我々ともやり取りを行い、その中で可能な限り指導内容に沿った内容となるよう、指導していきたい

(委員)

細かい点であるが、資料9の(2)大気質にかかわる事項の②について、確認となるが、1号機2号機の2基の発電施設があり、片方だけ動かす場合もあるとの話だが、2基は共通の1本の煙突とする計画となっているのか。

(事務局)

2筒身集合煙突と記載されており、CONCAWE式でシミュレーションを行うに当たって、1炉運転の場合は熱量を半分として有効煙突高さを算出することになる。

(委員)

この意見を答申とした経緯を確認したい。1炉運転ではそもそも排出量が半分となるので、影響の程度としては指導事項でもよいのではないかとも思う。

他の項目と比べて重要度は落ちるのではないか。

(事務局)

配慮書の段階でも同様の主旨で知事意見を出したこともあり、高濃度時の予測では逆転する可能性もあるかと思われたので、事務局としては答申としている。委員の御指摘で、答申とするまでもないであれば、指導事項とすることも可能である。

(委員)

答申とした経緯を確認したかっただけなので、了解した。



(委員)

答申案の文面の書き直しはすぐに出るのか。

(事務局)

分量が多いため、何日か時間をいただければと思う。

(委員)

今後の予定としては、1週間程度で答申案の修正案を作成いただき、メールによる審議となるかと思うがどうか。

(事務局)

修正内容を各委員に確認の上で意見をいただき、その結果を委員長、副委員長に御確認いただき、承認願いたいと思う。

(委員)

並行して全委員に訂正案全委員に送付いただき、同時に併せて再度意見を集約することとして、委員長、副委員長だけの対応としなくても良いと思うがどうか。

(事務局)

その形で確認を取らせていただければ結構かと思う。

(委員)

修正案を作成するまでの間、各委員から何か意見が出ることもあると思うが、対応は可能か。

(事務局)

1週間程度修正に時間を頂きたいと思うので、その間であれば大丈夫かと思う。

(委員)

答申案の修正事項について、事務局に確認願いたい。

(事務局)

御意見いただいた内容を整理する。

複数の火力発電所の新設に伴う影響の重畳に関する項目について、わかりやすく表現を修正する。

石炭灰の輸送トンネルについて、市の意見を踏まえた記載を論点に追加する。

CO2の削減の項目について、事業者が枠組みに参加し、何をするのか明記するよう答申に加える。

温排水及び大気質の項目について、シミュレーションを多様な条件で実施し、その内容と結果を示すよう答申に加える。

盤洲干潟や養老川河口干潟について、前文に記載はあるが干潟を配慮させるような記載がないことから、もう少し強調した内容にしてはどうかとの意見。

袖ヶ浦の有効煙突高さに係る大気質の項目について、日本語として適切か再度検討を行う。

以上と考えている。

(委員)

あまり根本的に書き直すことを考えていただかなくても良いかと思う。

温排水のシミュレーションについては詳細な記載を求めても良いと思うが、大気質の特殊気象条件における拡散に関しては、既に記載されている内容なので、このままの表現で問題ないと思われる。

他に指摘等なければ本日の審議は以上とする。

傍聴者は退席願う。

**【傍聴者退席】**